

令和 8 年 9 月定例会
厚生文教委員会審査報告書（概要）

厚生文教委員会に付託されました諸案件について、去る 10 日と 11 日の 2 日間にわたり委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 73 号 江南市手数料条例の一部改正について審査しました。

学童の手数料の値上げで受益者負担割合を事業費の半分に近づけるということだが、その対象となる事業費は幾らか、との質疑があり、積算元となる事業費は、放課後こども総合プラン事業（放課後児童健全育成）の 1 億 6,045 万 6,923 円から備品購入費、国庫交付金返納金、手数料の算定基礎から除かれる支援体制強化事業の合計 1,649 万 2,904 円を除き、子育て支援課の人件費を加えた 1 億 5,692 万 9,458 円です、との答弁がありました。

令和 7 年度決算見込みで国庫交付金返納金分を除いた額で計算すると、国と県と市のそれぞれの金額は幾らか、との質疑があり、7 年度決算見込みで全て同額で 3,598 万 1,000 円の見込みです、との答弁がありました。

算定元の事業費の中に、人材派遣の手数料が入っていて、令和 5 年度が 211 万円、6 年度は 422 万円、7 年度は 1,344 万円、8 年度予算で約 2,300 万円と倍々で増えていて、直接雇用の補助員の倍の近くの賃金単価である。その部分も算定に入れた事業費の半分を保護者負担にするのは無理があると思うが、その点をどう考えているのか、との質疑があり、市の直接雇用で支援員や補助員が確保できれば、人材派遣を使う必要もありませんが、人材派遣の補助員がいないと学童保育所の運営ができない状況になっていることから計上しているものです、との答弁がありました。

学童手数料の値上げで、受益と負担の公平性の観点から事業費の半分は保護者負担と説明があつたが、保護者に負担を求める場合は、学童保育を改善するのにお金がこれだけ必要だから、保護者の皆さんにも

相応の負担を求めるべき話だと思うが、保護者にどう説明するのか、との質疑があり、改善について今後も継続して努力していきますが、学童保育を利用している方と、そうでない方もいますので、負担の公平性から改正するものです、との答弁がありました。

改正後の手数料の負担割合は 50%に近づくのか、との質疑があり、令和 7 年度決算見込みの数字で、改正後の手数料の場合は 48%、激変緩和措置を実施した場合は 40%、そのままの場合は 31%です、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、請願第 14 号 学童保育料の値上げに反対し、学童保育内容の改善・充実を求める請願書について審査しました。

この請願を審査するに当たって、請願者からの意見陳述の後、請願者に対する質疑を行って、審査しました。

事業費増大に伴う受益者負担の適正化が必要であり、利用者が一部に留まる中での市民間の公平性を確保すべきである。財源や数値目標が不明確な減免制度は財政を圧迫し、また現行の保育内容はすでに一定水準に達していることから、不採択としたいとの意見と、学童保育は就労と子育ての両立に不可欠であり、現状の施設、支援員不足に対する明確な打開策がないままの値上げは認められない。多子世帯の負担軽減に向けた減免制度は必要不可欠であり、財政よりも保護者と子どもを支える立場を最優先すべきであるとのことから、採択としたいとの意見が出され、

挙手による採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決しました。

続いて、議案第 79 号 江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

市内に居住しない個人や法人等の利用料金を 2 倍にする根拠は何か、との質疑があり、施設の維持管理に要する費用について、公費によらず受益者のみで負担するためです、との答弁がありました。

利用者に占める市内に居住しない個人や法人等の割合は幾らか、と

の質疑があり、全体の 6.8%です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 80 号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査しました。

具体的にどのようにして犯罪事実確認を行うのか、との質疑があり、現在、国で構築しているシステムに、事業者が犯罪事実確認書の交付申請をし、こども家庭庁が法務省に性犯罪前科を照会した結果が記載された犯罪事実確認書の交付を受けることにより行うものです、との答弁がありました。

施行日が令和 8 年 12 月 25 日とあるが、現在従事している職員についても対象となるのか、との質疑があり、新規に雇い入れる者や配置転換の際は過去の性犯罪歴の確認が必要となるほか、現在従事している職員についても、法施行から 3 年以内に確認をしていくものと規定されています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 81 号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査しました。

犯罪事実確認とあるが、どのような犯罪が該当するのか、との質疑があり、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律において規定されている性犯罪が該当します、との答弁がありました。

施行日を令和 8 年 12 月 25 日とする理由は何か、との質疑があり、上位法である学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律と同日に施行するためです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 82 号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

休日急病診療所の診断書の交付手数料の算定根拠と交付実績につい

て質疑があり、江南厚生病院の診断書の交付手数料に準じて手数料を改定していますが、普通診断書は市の手数料条例改正の激変緩和措置に準じて、1.5 倍を超えない範囲としています。また令和 7 年度における診断書の交付実績は、普通診断書が 33 件、死亡診断書は 0 件です、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 83 号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

今回の使用料改正により、どの程度の歳入の増額を見込んでいるのか、との質疑があり、合計で約 76 万 4,000 円の増額を見込んでいます、との答弁がありました。

今回の改正では貸出単位が変更されていないが、新施設予約システムの稼働後、1 時間単位などへの見直しを行う考えはあるのか、との質疑があり、令和 6 年 7 月に実施したアンケートでは、利用しやすい貸出区分として「2 時間」と回答した方が最も多かったことから、今回の改正では貸出単位は変更していませんが、新施設予約システムの導入に伴い、予約管理の煩雑さや稼働率の低下等の課題が整理できれば、施設や時間帯によって貸出単位を変更することを改めて検討します、との答弁がありました。

新施設予約システムは愛知県による共同調達によるものと思うが、いつから稼働するのか、との質疑があり、令和 9 年 1 月から稼働する予定となっています、との答弁がありました。

令和 9 年 1 月から新施設予約システムが稼働するのであれば、貸出区分の整理と併せて使用料の見直しを行うべきではないのか、との質疑があり、使用料の見直しについては、平成 28 年度に策定した「江南市使用料・手数料の見直し」に基づき、施設の維持管理や各種証明書等の事務に要する経費を踏まえ、受益者負担に基づく負担の公平性を確保するため、5 年ごとに定期的な料金の見直しを実施することとしており、今回もこの方針に基づき見直しを行うものです、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 84 号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

今回の使用料改正により、どの程度の歳入の増額を見込んでいるのか、との質疑があり、合計で約 64 万 1,000 円の増額を見込んでいます、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、請願第 11 号 公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書について審査しました。

この請願を審査するに当たって、請願者からの意見陳述の後、請願者に対する質疑を行って、審査しました。

物価高騰や人件費上昇に伴い施設の維持管理費が増大しており、利用の有無に応じた市民間の公平性を確保するためにも受益者負担の適正化が必要である。一律の値上げ中止は 5 年ごとの定期的な改定に影響を及ぼしかねず、1 時間単位への区分変更は清掃等の管理業務や利用実態を踏まえ新施設予約システムの導入に合わせて慎重に検討すべきであるとのことから、不採択としたいとの意見と、今回の値上げによる歳入増はごく僅かである一方、値上げに伴う利用控えが懸念される。高齢者が外に出て活動することは健康寿命の延伸や医療費・介護費の削減につながっており、市民の活動促進こそが行政の果たすべき役割である。また僅か半年後に稼働を控える新施設予約システムの導入を待ってから改定を検討しても遅くはないとのことから、採択としたいとの意見が出され、

挙手による採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決しました。

続いて、議案第 85 号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しましたが、質疑もなく、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 86 号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

市外料金の設定が2倍、1.5倍、1.25倍になるのはなぜか、との質疑があり、トレーニング室やフィットネススタジオは、民間の類似施設を考慮して1.25倍、テニスコート等は近隣市町との均衡を考慮して1.5倍、アリーナ等については2倍に設定しています、との答弁がありました。

市営テニスコート及びトレーニング室の稼働率等はどうか、との質疑があり、令和7年度は、市営テニスコートが98%、トレーニング室の利用人数は2万7,088人、フィットネススタジオの貸切利用は8,216人、フィットネススタジオプログラムは、1万5,644人となっています、との答弁がありました。

市営テニスコートについて、平日は時間帯によって空いていると思うが98%の根拠は何か、との質疑があり、稼働日数の割合での算出となります、との答弁がありました。

スポーツセンターの会議室が2倍と割高になっているのはなぜか、との質疑があり、スポーツ施設の一環として貸し出しを行っており、控室として利用する団体や営利利用、また、会議を目的とする方など幅広い利用ができるため、今回の設定となっています、との答弁がありました。

トレーニング室に回数券を設けなかった理由は何か、との質疑があり、使用料の改正に伴い、関係部局とも協議しましたが、使用料の算定に当たっては、施設維持に必要な事業に係る経費を原価として算定しており、この額を減額することは、受益者負担の適正化を図る観点から困難であると考えています。また、ボランティア団体等に対する減免制度を設けていない方針に基づき、特定の利用形態への割引も一律に設けないこととしていることから、回数券の導入には至っていない状況です、との答弁がありました。

原案に対する質疑の後、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容ですが、市内に住所を有する65歳以上の利用者に対し、トレーニング室の使用料を半額とするとともに、トレーニング室の回数券（6枚セット）3,400円を追記するものである。さらに、市営グラウンド及び市営テニスコートの利用促進を図るために、市外利用者が平日に利用する際の使用料の増額を行わないこととするもので、提案説

明の後、修正案について審査しました。

市営テニスコート等の使用料について、市外利用者が平日に利用する際の増額を行わない根拠や理由は何か、との質疑があり、平日の稼働率は高くないため、空き枠の利用促進を図るためである、との答弁がありました。

市内、市外の利用者を区分するにあたり、確認のための事務の煩雑化について、どのように考えているのか、との質疑があり、今回の条例改正により、市外利用者の負担が引き上げられるため、原案のままであれば、平日、休日を問わず、市内・市外の確認事務が生じることになる。むしろ、市外料金の適用日を休日のみに限定する修正案であれば、平日の確認事務が不要となるため、確認の頻度や事務負担は軽減される、との答弁がありました。

市内に住所を有する 65 歳以上の利用者に対し、トレーニング室のみ使用料を半額とする理由は何か、との質疑があり、フィットネススタジオは女性を中心に人気が高く、満員で予約が取れない教室もある一方、トレーニング室は平日の昼間を中心に稼働率が非常に低いのが現状である。平日の昼間に時間を確保しやすい 65 歳以上の市民を対象に使用料を半額とすることで、トレーニング室に足を運んでもらい、運動習慣の定着を通じて介護予防を推進するとともに、トレーニング室の稼働率向上を図りたいと考えている、との答弁がありました。

使用料を半額とする金額の根拠は何か、との質疑があり、無料とする考えもあったが、利用者負担を求めつつも利用促進を図る観点から、半額とする設定が適当であると判断した、との答弁がありました。

使用料を半額にした場合における、施設収入への影響額は把握しているのか、との質疑があり、現状では高齢者の正確な利用者数が把握されていないと思われるため、具体的な影響額については、試算ができない、との答弁がありました。

トレーニング室の料金設定について、修正案による回数券と現行の月会員との金額差のバランスが不均衡ではないのか、また、月会員制度がある中で、あえて回数券を導入する効果についてどのように考えているのか、との質疑があり、月会員は月に 9 回以上利用すれば割安になる一方、利用回数が少ない場合は割高になるが、回数券は期限内であれ

ばいつでも消費できるメリットがあるため、利用者のニーズに合わせて選択できる環境を整えること自体に導入の効果があると考えている、との答弁がありました。

トレーニング室の回数券について、市外の利用者などに譲渡される懸念があるが、仮に譲渡が発生した場合、窓口での対応や本人確認が非常に困難になるのではないのか、との質疑があり、回数券自体は市外利用者の使用も想定している。課題となるのは、市内在住の 65 歳以上を対象とした半額の回数券が他者に譲渡されるケースであり、これについては、一般用と高齢者用で回数券の色を分けるなどの対策も考えられるが、利用時に受付で住所や氏名の記入を求める運用とし、その際の本人確認によって十分に対応が可能であると考えている、との答弁がありました。

他の自治体における回数券の運用において、有効期限はどのように設定されているのか、との質疑があり、他の自治体では基本的に無期限としている事例が多いが、江南市においては 5 年に 1 回料金改定を行う方針があるため、例えば有効期限を 5 年間とするような方法も考えられる。具体的な有効期限の設定については、当局の判断に委ねたいと考えている、との答弁がありました。

この修正案に対し、挙手による採決の結果、賛成少数により、否決しました。

次に、原案について挙手による採決の結果、賛成多数により可決しました。

続いて、議案第 87 号 江南市立学校施設使用料条例の一部改正について審査しましたが、質疑もなく、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 88 号 教育用コンピュータ機器売買契約の締結について審査しました。

新たに購入する端末は、現在使用している端末と比較してどの程度値上がりしているのか、との質疑があり、現在使用している端末の補助対象限度額は、1 台当たり 4 万 5,000 円であったが、新たに購入する

端末は1台当たり5万5,000円となっているため、1台当たり1万円上昇しています、との答弁がありました。

端末は何年間使用する予定なのか、との質疑があり、現在使用している端末は6年間使用するため、新たに購入する端末も同様に6年間を目指しています。ただし、一般的に端末の耐用年数は5年程度であるため、故障の状況等を鑑み、最終的な判断をしていきます、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第89号 令和8年度江南市一般会計補正予算(第4号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、ふくし部地域ふくし課、介護保険課、ふくし支援課及び保険年金課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、健康こども部こども未来課について審査しました。

児童扶養手当受給者特別給付金支給事業について、支給対象者数は何名か、また、支給時期はいつ頃か、との質疑があり、令和8年6月現在で支給対象者数は約550名、支給対象児童数は約860名、支給時期は令和9年1月下旬を予定しています、との答弁がありました。

次に、子育て支援課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、健康づくり課について審査しました。

予防接種事業及び新型コロナワクチン定期接種事業について、予防接種委託料の単価は幾らか、との質疑があり、予防接種委託料の単価は、尾北医師会管内の2市2町で統一しており、高齢者インフルエンザワクチン定期接種の委託料単価は5,291円です。そのうち市が支払う額としては、委託料単価5,291円から自己負担額1,500円を差し引いた3,791円です。新型コロナワクチン定期接種の委託料単価は1万5,741円で、市が支払う額は、委託料単価1万5,741円から自己負担額4,700円を差し引いた1万1,041円です、との答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課について審査しました。

市民文化会館指定管理事業(物価高騰対策)について、支援金の額の

根拠及び支援金を支給することとした経緯は何か、との質疑があり、支援金の額は、人件費、光熱水費、委託料の3つの区分に分けて算定しました。人件費及び光熱水費に係る支給額は、公募時における令和8年度の想定額と、把握可能な範囲内での8年度実績とを比較して算定しました。委託料に係る支給額は、公募時における8年度の想定額と、8年度に指定管理者が再委託先から示された年間委託料の見積書とを比較して算定しました。いずれの区分も、指定管理者から算定根拠となる資料の提示を受け、担当課にて額の正当性を検証し算定しました。また、支援金を支給することとした経緯については、近年の急激な人件費及び物価の高騰は、公募時における将来の想定をはるかに上回るものであり、人件費及び光熱水費の高騰並びに委託先からの委託料の値上げの要求に対応するため、8年度収支は大幅な赤字になることが想定されていることから、その赤字分を補填する目的で支援金を支給するものです、との答弁がありました。

指定管理者から指定管理料の変更を求める要望があったのか、との質疑があり、指定管理者から支援を求める要望があり、指定管理料を変更するのか、支援金を支給するのか検討しました。また、令和7年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」において、「指定管理者制度においても、期間中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適正に反映する」という記載があることから、支援金を支給することとしたものです、との答弁がありました。

同じく指定管理者制度を導入しているすいとぴあ江南では支援金の支給がなく、市民文化会館指定管理者の努力不足により赤字を招いたことに対する補填だが、市民文化会館のみ支援金を支給することとした理由は何か、との質疑があり、指定管理者の努力が足りない部分もあるかもしれないが、今回の支援金の支給は人件費や物価の高騰によるものです、との答弁がありました。

人件費等の高騰は、図書館など他の施設でも同じであり、市民文化会館のみ支援金を支給する背景には、支援金を支給しなければ指定管理者から撤退するとの話があったのか、との質疑があり、指定管理者からそのような話は聞いていません。図書館の指定管理者は、今年度新たに

選定されたことから、公募時には最新の人件費等で指定管理料が積算されており、支援金の要望はありませんでした、との答弁がありました。

次に、スポーツ推進課について審査しました。

スポーツ振興事業について、アジア・アジアパラ競技大会には、どの学校の何年生が何の競技を観戦するのか、との質疑があり、市内5校の中学1年生を対象として、アジア競技大会では、宮田中学校がバスケットボールを、布袋中学校がラグビーを、アジアパラ競技大会では、古知野中学校が車いすバスケットボールを、西部中学校、北部中学校が陸上競技を観戦します、との答弁がありました。

次に、教育課について審査しました。

学校給食センター給食費徴収金について、来年度の4月1日から食料品の消費税が、8%から1%へ減税されることに伴い、来年度の給食費の減額は考えているのか、との質疑があり、来年度4月1日から食料品の消費税が2年間限定で引き下げられる国の方針を受け、現在、給食費の値下げについて検討を始めています、との答弁がありました。

議案質疑の答弁では、アレルギーで全く給食を食べられない生徒は、今後実施する支援金の支給対象になるが、不登校の生徒については、支給対象外になるとのことだが、その理由は何か、との質疑があり、臨時交付金を活用するためには、支援金の手続きとして申請から支払いまでを年度内に完了する必要があるが、不登校の生徒については、3月末の修了式後の申請となり、手続きの期間を確保できないからです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第90号 令和8年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

前年度決算により発生した剰余金を国民健康保険事業基金に積立することで、基金の残高はどのぐらいになるのか、との質疑があり、令和8年度末の基金残高については、7年度末の基金残高に剰余金1億4,170万7,908円と基金利子36万5,000円を足した、2億2,985万250円となる見込みです、との答弁がありました。

剰余金が発生した理由はどのようなものか、との質疑があり、令和7

年度当初予算編成時に比べて、歳入は国民健康保険税について1人当たりの所得が上振れしたこと、保険基盤安定負担金について対象者数が見込みより多かったこと、算定過程における係数が増加したことにより、歳入額が大きく増えています。また歳出は、特定健康診査や人間ドックの受診者数が見込みよりも下回り、委託料で大きく執行残が生じたことが主な要因です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第91号 令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査しました。

介護保険特別会計繰出事業について、多額の前年度繰越額が出た理由は何か、また、令和8年度末の基金残高見込額は幾らか、との質疑があり、前年度繰越額は2億8,781万5,083円で、その理由は歳出の9割を占める保険給付額の執行率が9割程度であったためです。前年度繰越金より国庫・県費を精算し基金積立や基金取崩をした後の8年度末残高見込額は、7億8,283万7,831円です、との答弁がありました。

第9期介護保険等事業計画において基金を投入し事業を実施するとしていたが、約8億円の基金が積み上がっているのはなぜか、との質疑があり、第9期介護保険等事業計画では、基金の8割を投入しましたが、第8期からの繰越額が多く、第9期の令和6年度、7年度と基金取崩額と基金積立額が、ほぼ同額であったため、7億円台を維持している状況です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第92号 令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第94号 令和7年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査しました。

主要施策の成果報告書の成年後見制度利用件数が、目標値の6件に

対して実績値が 19 件と約 3 倍となっている要因と今後の対応について質疑があり、増加の要因は、制度を利用する頼れる身寄りのいない高齢者の増加に加え、報酬助成の対象者を拡大したため、今後も、終活に対する啓発や成年後見制度の周知などを継続していきたい、との答弁がありました。

地域自殺対策事業について、こころの相談はどのような者が相談を受けているのか、との質疑があり、毎月一回、精神保健福祉士の資格を有する相談員が対応しています、との答弁がありました。

近年の相談実績は何件か、との質疑があり、令和 5 年度が 15 件、6 年度が 10 件、7 年度が 1 件です、との答弁がありました。

社会福祉協議会支援事業の補助金について、どのような目的で交付しているのか、との質疑があり、社会福祉協議会の運営に対する補助で、主に職員の人件費に充てられるものです、との答弁がありました。

要支援高齢者等援助事業について、在宅ねたきり老人等介護慰労事業費と紙おむつ支給事業費の実績が年々減少しているのはなぜか、との質疑があり、施設入所の増加が要因であると考えています、との答弁がありました。

事業見直しの際は、在宅介護の増加や特別障害者手当の対象であることなどを考慮の上、見直しを検討してほしい、との要望がありました。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業について、助成の実績は何件で、令和 6 年度と比較してどうか、との質疑があり、助成件数は 31 件で、半年間で 15 件だった 6 年度と同等の件数でした、との答弁がありました。

老人保護措置事業について、近年は増加傾向にあるのか、との質疑があり、年度によって変動はありますが、令和 7 年度の措置人数は 31 人でした、との答弁がありました。

中央コミュニティ・センター維持運営事業の指定管理料について、多額の不用額が生じた理由は何か、との質疑があり、光熱水費の予算額を過大に見積もったこと及び消費税の予算額を仕入れ税額控除を加味せず見積もったことによるものです、との答弁がありました。

民生委員事業について、謝礼の単価と現在の人数について質疑があり、月単価は、会長 2,050 円、副会長 1,450 円、委員 1,250 円で、人数は 147 人です、との答弁がありました。

次に、介護保険課について審査しました。

主要施策の成果報告書の介護保険等事業計画策定・推進事業について、アンケート調査により市民ニーズや市内の高齢者の状況について、どういったことを把握・分析をしたのか、との質疑があり、前回調査と比較して、回答者の年齢構成がやや高齢化し、転倒リスクに不安を感じている方が増加したことや、認知症への対応、日中・夜間の排泄介助について多くの介護者が不安を感じていること、また、24 時間対応の医療・看護・介護サービスを求める声が前回同様に高いことを把握しました。転倒リスク軽減に向けた介護予防の取組の継続・充実や、医療・看護サービスを含めた在宅サービスの充実・整備の必要性が高いと分析しています、との答弁がありました。

各調査の回答率はどれくらいか、との質疑があり、有効回答率は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は 70%、在宅介護実態調査は 83.8%で、ともに前回の回答率を上回っています、との答弁がありました。

事業所に対する調査において、どのような意見が把握できたのか、との質疑があり、人材確保が困難であるとの意見が多くありました、との答弁がありました。

第 10 期介護保険等事業計画において、地域包括支援センターの設置数はどう考えているのか、との質疑があり、第 9 期計画期間における日常生活圏域、及び各圏域内における地域包括支援センターの事業評価結果を踏まえ、今後、高齢者福祉審議会において検討していきます、との答弁がありました。

社会福祉法人利用者負担軽減対策事業について、対象事業所数と対象者数の実績数はどれくらいか、との質疑があり、4 事業所で 39 人が対象となっています、との答弁がありました。

この制度の目的達成のために市はどのように対応しているのか、との質疑があり、市広報における周知、また、前年度対象者には更新案内により周知を行っています、との答弁がありました。

次に、ふくし支援課について審査しました。

心身障害者小規模授産施設維持運営事業について、民間へ譲渡するということだが、現在の進捗状況はどうなっているのか、との質疑があり、8 月の公募期間中に応募があり、10 月以降に実施するプロポーザ

ルで優先交渉権者を決定し、12月の厚生文教委員協議会にてその報告をします。令和9年3月定例会にて、江南市心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例と財産の譲渡に関する議案が議決された後、9年度から民間での運営が開始となります、との答弁がありました。

決算審査意見書において、生活保護返還金及び徴収金の収入未済額が前年度に比べ大幅に増加したことについて、その要因は何か、との質疑があり、当該年度分の分納予定の総額を調定する分割調定から、令和7年度は債権額の総額を調定する一括調定に変更したためです、との答弁がありました。

生活保護受給者が多額の債務を返還することができるのか、との質疑があり、一括納入ができない場合、受給者と分割納入の協議をし、分納計画に基づいた返還を求めています、との答弁がありました。

次に、保険年金課について審査しました。

福祉医療費助成事業の不用額が予算額の1割と多くなっているのはなぜか、との質疑があり、インフルエンザ等による医療費の増額に対応するための備えや保険者から高額療養費として戻入される金額を正確に見込むことは難しいことなどから、ある程度の不用額が出ることは止むを得ないと考えています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書における福祉医療費助成事業について、実施内容の中で受給者証を交付するとあるが、受給者証をもらうには、対象者が自ら申請する必要があるのか、との質疑があり、全ての受給者証は申請が必要ですが、子ども医療は出生届や転入届の際に、母子・父子家庭医療は児童扶養手当の認定を受ける際に、障害者医療や精神障害者医療は手帳の交付案内の際などに、担当課から受給者証の申請案内をするなど、連携して申請につなげています、との答弁がありました。

後期高齢者福祉医療費助成事業の寝たきり・認知の対象者は気づかないと申請できず受給者証が届かないのか、との質疑があり、寝たきり・認知に該当する方は自ら申請していただく必要がありますが、シルバーガイドブック等で制度の案内をしています、との答弁がありました。

決算状況のその他特定財源とは何か、との質疑があり、特定財源の一

例としましては、宝くじを財源とした市町村に配分される交付金があり、その配分を子ども医療費助成事業に充てたものです、との答弁がありました。

子ども医療費助成事業が事業見直しの対象に上がっていたが、どのように検討していくのか、との質疑があり、市全体の政策を検討する中で判断していくものと考えます、との答弁がありました。

次に、健康こども部こども未来課について審査しました。

特定教育・保育等事業（物価高騰対策）について、保育所等運営支援補助金により民間保育施設に対して補助を行っているが、効果検証はどのように行っているのか、との質疑があり、この補助は、給食費を前年度と据え置いていることを要件にしていることから、令和7年度に給食費の値上げをしている施設においては、値上げ分を保護者に返還したことをはじめ、給食の質や提供回数を維持しながら安定した給食提供ができたという点で効果があったと考えています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の保育所等整備促進事業及び保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業について、整備費補助金を交付したアイグラン保育園江南中央と（仮称）宮田東・藤里統合保育園を比較すると、定員が倍以上違うにも関わらず、延床面積がそんなに変わらないのはなぜか、との質疑があり、認可保育所としての基準面積は満たしていますが、アイグラン保育園江南中央は、中廊下型で廊下の両側に保育室等が配置されており、片廊下型の（仮称）宮田東・藤里統合保育園と比較してコンパクトな設計となっている点が挙げられます、との答弁がありました。

保育所等整備促進事業について、株式会社アイグランに保育園敷地として市の土地を無償で貸付けているが、園舎の中に別事業の児童発達支援事業を行っている部屋があり、その部分に対しても市の土地を無償貸付していることについて、どのように考えているのか、との質疑があり、児童発達支援事業の実施については、統合保育園を整備・運営する事業者の提案に基づくもので、保育園と同一建物内に整備され、一体的に運営しているものであるため、統合保育園の運営に含まれるものとして整理をしています、との答弁がありました。

アイグラン保育園江南中央の整備に関しては、市内業者が携わっていなかったが、その点についてどのように考えているのか、との質疑があり、契約自体については問題なく、建設については市内業者は携わっていませんが、建設後の園運営に関しては市内業者も調達先として選ばれるものと考えています、との答弁がありました。

アイグラン保育園江南中央の建設費について、建設規模に対して適正な金額かどうかは把握しているのか、との質疑があり、工事価格の総額は把握していますが、詳細な内訳まで把握することは困難です。民間のノウハウにより公共工事の価格より抑えることができるなどのメリットはあると考えています、との答弁がありました。

保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業について、債務負担行為の予算計上時には、施設の規模や内容が提示されなかったが、事前に議会に情報提示や協議する機会を設けられなかったのか、との質疑があり、設計が完了してから12月定例会における債務負担行為の予算計上までの期間が限られていたため、12月の厚生文教委員協議会において設計内容を説明しましたが、今後、同様の事業があった際には、事前説明をするなど協議の場を設け事業を進めていきます、との答弁がありました。

今後の公立保育園の統廃合の予定を定めた計画等はあるのか、との質疑があり、現時点では、布袋保育園と布袋西保育園の統廃合を検討しているところで、その後の統廃合の予定に関しては、具体的な園名や統廃合の年度などを決めた計画等は持ち合わせていません、との答弁がありました。

次に、子育て支援課について審査しました。

交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入が、昨年度の72万8,304円と比べて36万3,545円とほぼ半減しているが、その理由は何か、との質疑があり、交通児童遊園に設置の自動販売機2台の貸付収入で、令和7年6月30日に設置業者から、利益が出ないため契約解除の申出があり、3か月後の9月30日をもって自動販売機を撤去したことに伴うものです。なお、次の業者の募集を9月に行いましたが応募はなく、10月に2台の条件を1台にして再度募集を行いましたが応募はありませんでした、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書のファミリー・サポート・センター事業について、援助会員が増えない状況が続いているが改善方法は考えているのか、との質疑があり、広報やホームページでの周知はもちろんのこと、依頼会員として事業を利用する方に対し子どもが大きくなったら援助会員として活動しないかと声かけをしており、昨年度から数人ですが増えています、との答弁がありました。

放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）について、人材派遣を増やさざるを得ず、補助員が減少し、支援員の枯渇に直結していく危機的な状況である。直接雇用の支援員と補助員は何名であるのか、との質疑があり、令和8年4月1日現在で、支援員は64名、補助員は22名です、との答弁がありました。

支援員の平均年齢と勤続年数はどのくらいなのか、との質疑があり、令和8年4月1日現在で平均63.1歳、勤続年数は長い方が多く平均8年です、との答弁がありました。

補助員の補充ができず、その不足分を人材派遣で補う状態の中で、資格を持った支援員が辞めると、補助員から支援員に上がる人が補充できない。学童保育が継続不能になるタイムリミットがどんどん迫っていると考えるが、どのような対応をしていくのか、との質疑があり、募集に関して、今年は新たにネット広告を活用するなど補助員の確保に努めており、その方にいかに長く続けてもらい、支援員になってもらうことが重要で力を入れていきたいと考えています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の支援体制強化事業について、3時間勤務の事務員を8人雇用しているが、離職率の高い支援員の勤務環境の改善のため、運営事務等を行う事務職員を配置しているものの、支援員の雇用増にはつながっていない、となっているが事務員に補助員になってもらうことはできないのか、との質疑があり、この事業で雇用した会計年度任用職員は3時間事務員として学童に勤務する条件で雇用したものです。補助員として働きたいと申し出があればお願いしたいが、そういう申し出は受けていません、との答弁がありました。

次に、健康づくり課について審査しました。

産後ケア事業の利用者数が増加しているのはなぜか、との質疑があ

り、育児不安や育児疲労による休息や育児の助言を希望される方の増加やメディアでの周知、WEB 申請方式の導入などによるものと考えています、との答弁がありました。

産後ケア事業は利用者の希望どおりの日時に利用できるのか、との質疑があり、近隣市町の出産医療機関等 10 か所に委託し、申請日の当日か翌日に医療機関等と利用日時の調整に努めており、利用者の希望どおりの日時に利用できています、との答弁がありました。

がん患者アピアランスケア支援事業について、がん患者に対して、どのような支援を実施しているのか、との質疑があり、がんと診断され治療を受けた、または現在治療中の方のうち、がん治療に伴う脱毛や乳房切除など、外見の変化に対応する補整具を購入された方を対象に、購入費の一部補助を実施しています、との答弁がありました。

令和 5 年度から 7 年度の補整具ごとの補助件数及び補助金額はどのように推移しているのか、との質疑があり、令和 5 年度は、医療用ウィッグの申請が 38 件、乳房補整具の申請が 12 件あり、補助額は 90 万 1,006 円です。6 年度は、医療用ウィッグの申請が 40 件、乳房補整具の申請が 17 件あり、補助額は 101 万 608 円です。7 年度は、医療用ウィッグの申請が 31 件、乳房補整具の申請が 4 件あり、補助額は 66 万 3,328 円です、との答弁がありました。

物価上昇や補整具の価格の上昇を踏まえて、補助額を引き上げる考えはあるのか、との質疑があり、申請件数も落ち着いていることから、現在の上限額である 2 万円を維持する考えですが、補助申請件数の状況によっては検討が必要になってくると考えています、との答弁がありました。

物価上昇や補整具の価格の上昇に追い付いていないため、現状を把握し、今後の施策に展開してほしい、との要望がありました。

予防接種事業の带状疱疹ワクチン定期接種と带状疱疹ワクチン接種費用助成事業の任意接種の対象者数と被接種者数、接種率について質疑があり、定期接種の対象者数 6,013 人のうち、被接種者数は 2,691 人、接種率は 44.8% です。任意接種の対象者数 4 万 9,596 人のうち、助成者数は 242 人、助成率は 0.6% です、との答弁がありました。

おたふくかぜワクチン接種費用助成事業の対象者数と助成者数、助

成率について質疑があり、対象者数 558 人のうち、助成者数は 544 人、助成率は 97.5%です、との答弁がありました。

新型コロナワクチン定期接種事業の対象者数と被接種者数、接種率について質疑があり、対象者数 2 万 7,612 人のうち、被接種者数は 2,569 人、接種率は 9.4%です、との答弁がありました。

次に、教育部教育課について審査しました。

給食費等徴収管理事業について、施策評価で必要性が低いと評価されているのに、今後も継続となっている理由は何か、との質疑があり、給食費等徴収管理事業は口座振替システムにより給食費の徴収管理を行う事業で、徴収管理に対する市民ニーズの観点から必要性については低いと評価しました。必要性の他に、有効性、達成度、効率性の 4 項目を評価した、総合評価として継続の判定をしたものです、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の学校給食の提供について、学校給食における地場産物の割合の実績値が目標値に達していない理由は何か、との質疑があり、江南市産もしくは愛知県産の地場産物の使用実績は 65 品目あり、代表的な食材として、越津ねぎ、小松菜、大根などを使用しています。給食で使用できる一定数量が確保できるのか、季節によって収穫量に違いが生じるなどの課題がありますが、今後も地場産物の割合を増やしていけるよう努めていきます、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の子どもを育成する環境の充実について、不登校の児童生徒数の実績値が目標値に達していないが、達成していない状況をどのように考えているのか、また、要因をどのように分析しているのか、との質疑があり、不登校の児童生徒の推移としては、令和 7 年度は小学校が 3.31%、中学校が 9.43%、6 年度は小学校が 3.33%、中学校が 10.36%と若干減少しています。また、児童生徒一人一人の状況は違いますが、生活リズムの問題、勉強嫌い、友人関係をめぐる問題などが主な要因と分析しています、との答弁がありました。

不登校対策について、今後、具体的な施策はあるのか、との質疑があり、教育支援センター「You・輝」を拠点に各学校との情報共有、助言や研修など連携強化を図り、児童生徒が安心して過ごせる学びの場、居場所づくりに努めるとともに、校内教育支援センターの全校設置に向

けて準備を進めていきます。また、愛知県が令和8年度6月に開設したメタバース事業に、3名の生徒が登録するなど、多様な居場所づくりとしての不登校対策も始めています、との答弁がありました。

校内教育支援センター事業について、設置校と未設置校の状況はどのようなになっているのか、との質疑があり、校内教育支援センターは、令和4年度に古知野東小学校から設置を開始し、7年度までは毎年1校ずつ増設しています。8年度は、古知野南小学校、古知野北小学校、布袋小学校の3校に設置し、残り3校の古知野西小学校、草井小学校、藤里小学校については、9年度に設置する計画です、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の良い学習環境の構築について、成果指標として、総合教育会議の開催を目標値に設定しているが、会議を開催するだけで目標が達成することに疑問を感じるが、どのように考えているのか、との質疑があり、第7次江南市総合計画を策定する際に、行政評価の指標についても見直しを図っていきます、との答弁がありました。

民間プール活用事業について、民間プール活用委託の業務内容はどのようなものか、との質疑があり、藤里小学校、門弟山小学校、西部中学校の水泳授業を民間事業者のプールで実施するもので、小学校で各3回、中学校で4回実施しています、との答弁がありました。

学校施設整備等事業について、プール解体工事の施工理由は何か、との質疑があり、藤里小学校のプール跡地が統合保育園の建設予定地となったことから解体したものです、との答弁がありました。

その他の活用していない学校プールについて、いつ解体するのか、との質疑があり、有利な起債などが使える時期や跡地の利用計画が決まった際に検討していきます、との答弁がありました。

学校施設改修事業について、防火シャッター改修工事が必要になった理由は何か、との質疑があり、消防設備点検等の際に、動作不良が発生したことなどによるもので、今後も予防措置の観点から計画的に実施していきます、との答弁がありました。

空調設備改修工事の内容はどのようなものか、との質疑があり、設置から約30年が経過した職員室の空調設備などを改修するもので、令和

10 年度まで計画的に実施する予定です、との答弁がありました。

防火設備や空調設備を始めとする、学校設備の中長期的な整備計画及び整備履歴などを管理して、計画的に実施してほしい、との要望がありました。

学校給食センター維持運営事業について、廃水処理施設清掃委託の内容はどのようなものか、との質疑があり、令和 7 年 9 月からの新学校給食センターの開業に伴い、旧南部・北部学校給食センターの排水処理施設内の含油汚泥槽と汚泥濃縮貯留槽の汚泥 618 立方メートルについて、関係法令に基づき処分するため、7 年 6 月 18 日に契約をしたものです。悪臭や虫の発生を防ぎ、施設を取り壊す際には、円滑に作業を進めることが可能になります、との答弁がありました。

旧南部・北部学校給食センターにある食缶や調理器具について、競売などを実施したのか、との質疑があり、現時点で競売などは実施していません、との答弁がありました。

就学援助事業について、受給者の割合はどの程度か、また、就学援助費の学用品費等の支給額は幾らか、との質疑があり、令和 7 年度の就学援助の受給者は 877 人で全体の約 11.9%です。学用品費等の支給額については、基本的には国の補助基準額としており、小学校 1 年生は 5 万 7,060 円、中学校 1 年生は 6 万 3,000 円を支給しています、との答弁がありました。

次に、生涯学習課について審査しました。

企業版ふるさと寄附金について、100 万円の寄附は、どのような企業から、どのような事業に活用することを目的に受けたのか、との質疑があり、岐阜市に営業所を構える企業から、地域貢献活動の一環として「子ども読書活動推進事業」及び「図書整備事業」への活用を目的に寄附を受けたものです、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の芸術文化の振興について、芸術文化事業への参加者数が令和 6 年度から減少している理由は何か、との質疑があり、指定管理者が民間団体と共催した催し物への参加者数が大きく減少したことによるものです。今後は、より魅力的な事業を企画するとともに、市民ニーズを把握するための調査を行うよう指定管理者に指導していきます、との答弁がありました。

市民文化会館維持（音響設備）事業について、スピーカーの購入台数や単価などは把握しているのか、との質疑があり、具体的な台数などは詳細な資料を持ち合わせていませんが、令和５年度から３年をかけ舞台音響設備の更新を行いました。前回の更新から、耐用年数を大きく超える時間が経過していることから更新を行ったものです、との答弁がありました。

次の更新に関する長期的な計画はあるのか、との質疑があり、今は具体的な計画はありませんが、耐用年数を考慮し計画的に更新を進めていきます、との答弁がありました。

大・小ホール同時に更新を行ったのか、との質疑があり、大・小ホールそれぞれの更新時期をずらすことによって、なるべく利用者に不便をかけないように実施しました、との答弁がありました。

大・小ホール両方の音響設備に不具合を生じていたのか、との質疑があり、不具合ではなく設備の老朽化に伴い計画的な修繕を行ったものです、との答弁がありました。

次に、スポーツ推進課について審査しました。

スポーツセンター・武道館維持運営事業について、需用費の修繕料 265 万 3,200 円の主な内容はどのようなものか、との質疑があり、スポーツセンタースプリンクラー配管漏水修繕で 53 万 9,000 円、自動ドア修繕は 2 回あり、合わせて 5 万 6,100 円、トレーニング室テレビモニター修繕で 9 万 5,700 円、トレーニング室器具修繕は 3 回あり、47 万 7,400 円、25 万 3,000 円、29 万 7,000 円で合わせて、102 万 7,400 円、武道館受水槽薬注ポンプ取替修繕として 24 万 2,000 円が主な修繕です、との答弁がありました。

コミュニティ・スポーツ祭開催事業について、コミュニティ・スポーツ祭の参加者数が減少してきているが、今後についての方針はあるのか、また、それに代わるものを検討してはどうか、との質疑があり、令和 7 年度は、古知野東小学校区のコミュニティ・スポーツ祭が雨天中止となったため、参加者数が減少したと思われますが、年々参加者数が減少していることから事業の見直しにより、8 年度から各校区への開催委託料を廃止し、その代わりとして、楽しみん祭の開催回数を増やしたり、福祉施設へ出向くなど、気軽にスポーツに親しんでいただく機会を

設けていきたいと考えます、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定しました。

続いて、請願第 12 号 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出についての請願書について審査しました。

この請願を審査するに当たって、請願者からの意見陳述の後、請願者に対する質疑を行って、審査しました。

緊迫する安全保障環境や日米同盟の維持を勘案し、非核三原則における『持ち込ませず』の是非や核抑止力の在り方は現実的な対応を含め慎重に判断すべきであり、核兵器国が参加していない核兵器禁止条約へ直ちに署名・批准するのではなく、NPT（核兵器不拡散条約）を軸とした対話や締約国会議へのオブザーバー参加など現実的かつ実践的な取組を進めるべきである。非核三原則は既に国是として堅持されていることが公に示されており改めて意見書を提出する必要性が乏しいことから、不採択としたいとの意見と、江南市は国際平和都市宣言を行っており、その理念に則った平和行政を推進するためにも具体的な行動が必要不可欠である。核の傘に依存したままでは実質的な核廃絶の進展は困難であり、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加し国際社会を先導すべきであり、容易に変えてはならない国是である非核三原則を揺るがせないよう国へ強く求めるべきであるとのことから、採択としたいとの意見が出され、

挙手による採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決しました。

続いて、請願第 13 号 「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書について審査しました。

児童生徒を取り巻くいじめや不登校、特別な支援などの教育課題が複雑化・多様化する中、子ども一人一人に寄り添ったきめ細かな教育を行うためには、少人数学級の拡充や十分な教職員の配置が必要不可欠である。家庭環境や地域にかかわらず等しく教育を受けられる機会均等と教育水準の確保は憲法上の要請であり、国の重要な責務である。地

方自治体の財政圧迫を解消し、持続可能な教育環境を保障するためにも引き下げられたままの義務教育費国庫負担率を3分の1から2分の1へ復元し教育予算を増額すべきであるとのことから、採択としたいとの意見が出され、採決の結果、全員異議なく採択とすることに決しました。

なお、請願第13号の採択に伴う意見書案については、委員会提出意見書案として本会議へ提出することとしました。

続いて、議案第95号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査しました。

国民健康保険税の収納率が低下しているが、保険税の収納率を上げるために保険税率を下げることはできないのか、との質疑があり、国民健康保険税は国民健康保険の財政運営に必要な額を納めていただくことが目的であり、収納率を上げるために保険税率を下げることは考えていません、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

続いて、議案第97号 令和7年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査しました。

主要施策の成果報告書の地域支援事業（一般介護予防事業）の取組で、参加者数が定員に満たなく、高齢者のニーズに合わせた教室内容に見直す必要があるとしているのはなぜか、との質疑があり、参加者同士の交流や社会参加促進の効果がみられた一方、想定したほどのeスポーツへの興味・関心が得られず、男性の参加者は少ない状況でした。また、介護予防に関する知識や体操を学びたいとの意見が多く、今後は、デジタル機器を活用し、自身の健康状態を客観的に把握し、必要な運動方法や知識が得られるような介護予防教室を検討していきたいです、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の介護認定事業について、認定結果を30日以内に出しているのか、との質疑があり、厚生労働省の令和6年度のデータでは、江南市は37.4日で、全国平均は39.9日です、との答弁がありました。

要介護認定申請日から 30 日以内に認定結果が出せない理由は何か、との質疑があり、主治医意見書の受領に時間がかかること、また退院前や容態が安定する前に申請があった場合、すぐに調査ができないケースがあります、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

続いて、議案第 98 号 令和 7 年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。